

天理市水道施設の布設工事負担金徴収規程に関する要綱

平成19年12月25日 制定

(趣旨)

第1条 天理市水道施設の布設工事負担金徴収規程（昭和62年5月天理市水道ガス局管理規程第3号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(新たに布設し給水管を分岐できる配水管口径)

第2条 規程第4条第1項に規定する配水管の口径は、25mm、50mm、75mm、100mm、150mm、200mm、250mm 及び 300mm とする。

(工事費の算出基準)

第3条 規程第6条第3項に規定する工事費の算出基準について、次の各号のとおり定めるものとする。

- (1) 規程第6条第1項第1号から第4号に規定する工事費の額は、同規程第4条及び第5条の規定並びに水道事業実務必携の積算基準を基に算出した額とする。
- (2) 規程第6条第1項第5号に規定する「業務諸費」は、同項第1号から第4号に規定する工事費の額の合計額に100分の15を乗じて得た額とし、その内訳は、洗管に係るもの並びに当該工事に係る設計、調査及び申請等に係るものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。